貿易保険の保険料率等に関する規程

平成16年７月２日　04-制度-00034

沿革 平成16年７月16日 一部改正

平成17年３月16日 一部改正

平成17年 4月 4日 一部改正

平成17年4月18日 一部改正

平成17年7月13日 一部改正

平成17年9月16日 一部改正

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。

Ⅰ　用語の定義

この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。

(1)　非常付保率とは、非常事由に係る付保率をいう。

(2)　信用付保率とは、信用事由に係る付保率をいう。

(3)　非常事由とは、次に掲げる事由をいう。

①　貿易一般保険約款にあっては、同約款第３条第１号のてん補危険については同約款第４条第１号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第３条第２号又は第４号のてん補危険については同約款第４条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

②　貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

③　輸出手形保険約款にあっては、同約款第４条第１号から第４号までに掲げるてん補事由

④　前払輸入保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

⑤　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第３条第１号から第９号までに掲げるてん補事由

⑥　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第３条第１号に掲げるてん補事由

(4)　信用事由とは、次に掲げる事由をいう。

①　貿易一般保険約款にあっては、同約款第３条第１号のてん補危険については同約款第４条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第３条第２号又は第４号のてん補危険については同約款第４条第12号又は第14号に掲げるてん補事由

②　貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第３条第10号又は第11号に掲げるてん補事由

③　輸出手形保険約款にあっては、同約款第４条第第５号に掲げるてん補事由

④　前払輸入保険約款にあっては、同約款第３条第１０号又は第１１号に掲げるてん補事由

⑤　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第３条第10号又は第11号に掲げるてん補事由

⑥　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同款第３条第２号又は第３号に掲げるてん補事由

(5)　２年未満案件とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起算点から２年未満に行われるもの（１０％以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から２年以上となるものを含む。）又は貸付契約のうち、貸付金の償還が起算点から２年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが２年未満となるものを除く。）をいう。

(6)　２年以上案件とは、２年未満案件以外の輸出契約等又は貸付契約をいう。

(7)　名簿規程とは、海外商社名簿について（平成１３年４月１日　01-制度-00063）をいう。

(8)　格とは、名簿規程第１条第１項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第２項第２号に規定する格付をいう。

(9)　ＩＬＣとは、ＧＳ格、ＧＥ格又はＳＡ格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No.500)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であって、取り消すことができないものをいう。

(10)　起算点とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。ただし、Ⅱ[9]においては、最終貸出実行日をいう。

(11)　延払元本とは、ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。

(12)　非延払部分とは、２年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。

(13)　設備財等特約書とは、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書又は貿易一般保険包括保険（自動車）特約書をいう。

(14)　技術提供特約書とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。

(15)　企業総合特約書とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書をいう。

(16)　消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書をいう。

(17)　２年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（２年未満）特約書をいう。

(18)　２年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書をいう。

(19)　個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。

Ⅱ　保険料率

［１］貿易一般保険約款（以下［１］において「約款」という。）に係る保険料率

１　船前危険（約款第３条第１号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第３条第２号又は第４号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち２年未満案件若しくは２年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　個別保険又は設備財等特約書、技術提供特約書若しくは企業総合特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率＝（aＸ＋b）×てん補調整係数×商品係数

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

＜船前危険の係数＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ |
| Ａ | 0.00000051 | 0.00021 | 0.35 |
| Ｂ | 0.00000123 | 0.00052 | 0.74 |
| Ｃ | 0.00000214 | 0.00090 | 0.85 |
| Ｄ | 0.00000304 | 0.00128 | 0.89 |
| Ｅ | 0.00000378 | 0.00159 | 0.91 |
| Ｆ | 0.00000438 | 0.00185 | 0.93 |
| Ｇ | 0.00000575 | 0.00243 | 0.94 |
| Ｈ | 0.00000753 | 0.00318 | 0.96 |

(注) 上記ＡからＨまでの国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリーによる。（以下この規程において同じ。）

＜船後危険の係数＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ |
| ﾘﾃﾝｼｮﾝ決済の場合 | その他の決済の場合 |
| Ａ | 0.00069 | 0.00000289 | 0.00006 | 0.50 |
| Ｂ | 0.00206 | 0.00000868 | 0.00018 | 0.84 |
| Ｃ | 0.00378 | 0.00001592 | 0.00033 | 0.91 |
| Ｄ | 0.00548 | 0.00002317 | 0.00048 | 0.94 |
| Ｅ | 0.00698 | 0.00002945 | 0.00061 | 0.95 |
| Ｆ | 0.00812 | 0.00003428 | 0.00071 | 0.96 |
| Ｇ | 0.01076 | 0.00004538 | 0.00094 | 0.97 |
| Ｈ | 0.01420 | 0.00005987 | 0.00124 | 0.975 |

②　Ｘは、次の期間の日数（当該日数が３０日未満の場合は３０日）とする。ただし、リテンション決済部分については、(ⅱ)の期間が６月以内の場合は０．５とし、当該期間が６月を超える場合は０．５に６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．５を加える。

(ⅰ) 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間

(ⅱ) 船後危険の場合は、ユーザンス期間又は輸出、販売若しくは賃貸の日又は対価確認の日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間

③ てん補調整係数は、次のとおりとする。（小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とする。）

船前危険の場合　ｃ×非常付保率÷0.8＋（１－ｃ）×信用付保率÷０.８×ｄ

船後危険の場合　ｃ×非常付保率÷0.975＋｛（１－ｃ）×信用付保率÷0.9×ｅ×ｆ ｝

(i)　c は、上記①の表のとおりとする。

(ⅱ)　ｄは、海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人であって、保険契約締結日においてＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格の者を相手方とする輸出契約等（ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等（５(4)に規定する２年未満案件をいう。以下同じ。）を除く。）について、信用事由をてん補する場合にあっては、その危険の程度に応じて、１.０又は２.０のいずれかとし、その他の輸出契約等にあっては、１．０とする。

(ⅲ) ｅは、次のとおりとする。

(ｲ) 企業総合特約書に係る場合にあっては、次のとおりとする。

(a)　ＩＬＣにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が企業総合特約書第１条に規定する特約期間の開始日若しくは企業総合特約書第２条第１項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日（以下「開始日等」といい、開始日等において当該代金等の支払人がＥＣ格、ＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第２に該当する格付けをいう。）に格付けされている場合にあっては、保険契約締結日。以下同じ。）においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格、ＥＡ格若しくはＰＵ格の輸出契約等にあっては、１.０とする。

(b)　代金等の支払人が開始日等においてＥＭ格又はＥＦ格の輸出契約等（上記(a)に該当するものを除く。）にあっては、１.７とする。

(ﾛ) 企業総合特約書以外に係る場合にあっては、次のとおりとする。

(a)　ＩＬＣにより決済される輸出契約等若しくは政府開発援助契約等又は代金等の支払人が保険契約締結日においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格若しくはＥＡ格（設備財等特約書又は技術提供特約書に係る場合にあっては、ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＳＡ格、ＥＥ格、ＥＡ格若しくはＰＵ格）の輸出契約等にあっては、１.０とする。

(b)　代金等の支払人が保険契約締結日においてＥＭ格又はＥＦ格の輸出契約等（上記(a)に該当するものを除き、個別保険に係る場合であって、貿易一般保険運用規程（平成13年４月１日 01-制度-00034。以下(c)及び別表第１において「運用規程」という。）第25条第１項の確認が行われた場合に限る。）にあっては、１５．０とする。

(c)　海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人であって、保険契約締結日においてＥＭ格若しくはＥＦ格（運用規程第25条第１項の確認が行われた場合を除く。）又はＥＣ格、ＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格の者を代金等の支払人とする輸出契約等（ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）について、信用事由をてん補する場合にあっては、その危険の程度に応じて、１．０、１５.０又は３０.０のいずれかとする。

 (d)　日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、２２.５、３０.０、３７.５又は４５.０のいずれかとする。

(ⅳ) ｆ は、企業総合特約書に係る場合にあっては、別表第１のとおりとし、その他の場合にあっては、１．０とする。

④　商品係数は、個別保険にあっては下表のとおりとし、設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書にあっては１.０とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 係数 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.0 | 3.0 | 3.0 | 2.5 | 2.2 |

(2) 消費財特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率＝（aＸ＋b）×てん補調整係数×商品係数

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

＜船前危険の係数＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ |
| Ａ | 0.00004 | 0.00001 | 0.35 |
| Ｂ | 0.00010 | 0.00002 | 0.74 |
| Ｃ | 0.00018 | 0.00002 | 0.85 |
| Ｄ | 0.00026 | 0.00003 | 0.89 |
| Ｅ | 0.00033 | 0.00003 | 0.91 |
| Ｆ | 0.00038 | 0.00004 | 0.93 |
| Ｇ | 0.00050 | 0.00005 | 0.94 |
| Ｈ | 0.00067 | 0.00006 | 0.96 |

＜船後危険の係数＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.00002 | 0.00001 |
| Ｂ | 0.00010 | 0.00003 |
| Ｃ | 0.00020 | 0.00005 |
| Ｄ | 0.00030 | 0.00008 |
| Ｅ | 0.00038 | 0.00010 |
| Ｆ | 0.00046 | 0.00011 |
| Ｇ | 0.00061 | 0.00015 |
| Ｈ | 0.00081 | 0.00020 |

②　Ｘは、次のとおりとする。なお、小数点以下の端数が生じた場合は、その都度切り上げるものとする。

(ⅰ) 船前期間（保険契約締結日の属する月の翌月から輸出の日の属する月までの月数をいう。以下②において同じ。）と船後期間（輸出の日の属する月の翌月から決済期限の属する月までの月数をいう。以下②において同じ。）を合計した月数（以下(ⅱ)において「保険料期間」という。）が１２月以内の場合

船前危険及び船後危険に係るＸは、それぞれ１とする。

(ⅱ) 保険料期間が１２月を超える場合

(ｨ) 船後期間が６月以内の場合

船前危険に係るＸは、保険料期間を６で除して得た数値から１を控除した数値とし、船後危険に係るＸは、１とする。

(ﾛ) 船後期間が６月を超える場合

船前危険に係るＸは、船前期間を６で除して得た数値とし、船後危険に係るＸは、保険料期間を６で除して得た数値から船前危険に係るＸを控除した数値とする。

(ⅲ) 上記(ⅰ)及び(ⅱ)の規定にかかわらず、代金の全額を輸出の日以前に受領する場合の船前危険に係るＸは、船前期間を６で除して得た数値とする。

③　てん補調整係数は、次のとおりとする。（小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とする。）

船前危険の場合　ｃ×非常付保率÷０.３＋（１－ｃ）×信用付保率÷０.３

船後危険の場合　非常付保率÷０.３

係数ｃは、上記①の表のとおりとする。

④　商品係数は、１.０とする。

(3) 船後危険に係る割増・割引料率は、上記(1)又は(2)で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ①から④までに規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。

①　マイルストーンペイメント（約款第３条第２号のてん補危険の場合に限り、マイルストーンが１回の場合を除く。）又はスケジュールペイメント（スケジュールが１回の場合を除く。）の場合　０．５

1. 起算点から最終の決済の期限までの期間が１年を超え、かつ、元本の決済が均等に分割して行われる場合　輸出等の日から起算点までの日数（輸出等の日を起算点とする場合は、０とする。）と起算点から最終の決済の期限までの日数に０.７５を乗じて得た日数（１日未満は、四捨五入する。）を合計した日数を輸出等の日から最終の決済の期限までの日数で除して得た係数（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）

③　知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成15年10月1日 03-制度-00065）に規定する特約を付して保険契約を締結する場合　当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合（小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。）

④　貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）を付して保険契約を締結する場合（２年以上案件の場合を除く。）　１．２７

２　船後危険のうち、２年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額（延払元本に係るものに限る。）当たりの保険料率

(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率＝(aＸ＋b）×非常付保率÷0.95×｛（非常付保率－0.95)÷0.05×c＋１｝×d×商品係数

①　係数ａ、ｂ、ｃ及びｄは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ | ｄ |
| Ａ | 0.00050 | 0.00175 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｂ | 0.00100 | 0.00350 | 0.00000 | 0.99650 |
| Ｃ | 0.00225 | 0.00350 | 0.00337 | 0.99350 |
| Ｄ | 0.00392 | 0.00400 | 0.00489 | 0.98500 |
| Ｅ | 0.00585 | 0.00500 | 0.01639 | 0.98250 |
| Ｆ | 0.00780 | 0.00800 | 0.03657 | 0.98250 |
| Ｇ | 0.00950 | 0.01200 | 0.05878 | 0.98000 |
| Ｈ | 0.01120 | 0.01800 | 0.08598 | 0.98000 |

②　Ｘは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

基本保険料率適用期間年数＝期間ＭＳ日から起算点までの期間＋延払期間

延払期間は、次の式により算出する。

延払期間　＝　（ＷＡＬ　－　０．２５）　÷　０．５

ＷＡＬとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＬ＝×Ｔｙｎ

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 決済の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の決済（第ｉ回目の決済に係る延払元本の保険価額×Ｔｄｉ÷延払元本の保険価額の総額） |
| Ｔｄｉ | 起算点から第ｉ回目の決済の期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 起算点から最終の決済の期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 起算点から最終の決済の期限までの年数 |

注１：基本保険料率の計算式中｛　｝内の数値は、小数点以下第６位を四捨五入し、第５位までを有効とする。

注２：基本保険料率の計算の各過程（期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注３：期間ＭＳ日から起算点までの期間、ＷＡＬ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注４：期間ＭＳ日は、第１回船積日又は第１回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注５：期間ＭＳ日から起算点までの期間は、翌年の期間ＭＳ日の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間ＭＳ日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Ｔｙｎについても同様とする。

注６：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

③　商品係数は、個別保険にあっては１.３、設備財等特約書又は技術提供特約書にあっては１.０とする。

(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とする。

1. 信用事由をてん補しない場合　０.９

②　代金等の支払人が所在する国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）(以下②において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証がない輸出契約等（政府等を代金等の支払人とするものを除く。）に係る保険契約であって、信用事由をてん補する場合　次の式により算出した係数

１＋バイヤーサーチャージ（下表のとおりとする。）×信用付保率÷０.９５

|  |  |
| --- | --- |
| 国カテゴリー | 案件格付 |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ |
| Ａ | 0.62 | 2.05 | 3.48 | 4.92 | 6.35 |
| Ｂ | 0.26 | 0.98 | 1.69 | 2.41 | 3.13 |
| Ｃ | 0.08 | 0.45 | 0.82 | 1.18 | 1.55 |
| Ｄ | 0.01 | 0.23 | 0.45 | 0.67 | 0.90 |
| Ｅ | 0.01 | 0.12 | 0.27 | 0.42 | 0.57 |
| Ｆ | 0.01 | 0.06 | 0.17 | 0.28 | 0.39 |
| Ｇ | 0.01 | 0.03 | 0.12 | 0.21 | 0.29 |
| Ｈ | 0.01 | 0.01 | 0.08 | 0.15 | 0.22 |

③　ＯＥＣＤ輸出信用アレンジメント第48条の規定に基づき日本以外の参加国が事前通報を行った場合であって、「エスクロアカウント」又は「国際金融機関との協調融資」を適用する基準を満たす場合　１－当該通報の割引率（通報を行った国が複数ある場合は最も高い割引率）

④　外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合（代金等がアメリカ合衆国ドルで決済される場合を除く。）　１.２７

⑤　輸出契約等に係る保険料を２回に分割して納付する場合　次の式により算出した係数

０.５＋０.５×（１＋Ｒ)n

(ⅰ)　Ｒは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

(ⅱ)　nは、保険契約締結日から第２回目保険料支払日までの期間が１年以内の場合は１とし、当該期間が１年を超える場合は１に１年を超える期間の１年又はその端数ごとに１を加える。

３　増加費用(約款第３条第３号のてん補危険をいう。)に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率＝０．０００９×ａ

係数ａは、アメリカ合衆国、カナダ又はイラクを仕向国とする場合であって、個別保険のときは１３．８０、消費財特約書により保険契約を締結するときは１．８７とし、その他の国を仕向国とする場合であって、個別保険のときは４．１３、消費財特約書により保険契約を締結するときは０．２７とする。

４　貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率

(1)　支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日01-制度-00043)に規定する特約（以下「支出費用特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、次の式により算出する。

（aＸ＋b）×てん補調整係数

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.00044 | 0.00011 |
| Ｂ | 0.00136 | 0.00029 |
| Ｃ | 0.00250 | 0.00054 |
| Ｄ | 0.00362 | 0.00080 |
| Ｅ | 0.00454 | 0.00099 |
| Ｆ | 0.00534 | 0.00116 |
| Ｇ | 0.00704 | 0.00154 |
| Ｈ | 0.00932 | 0.00203 |

②　Ｘは、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの期間が６月以内の場合は０．５とし、当該期間が６月を超える場合は０．５に６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．５を加える。

③　てん補調整係数は、上記１（１）③の船後危険の場合の規定を準用する。この場合において、同規定の(ⅲ)の準用に当たっては、ＩＬＣにより決済される輸出契約等又は政府開発援助契約等であっても代金等の支払人の格付けによるものとする。

(2)　フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成１３年４月１日01-制度-０００４2）に規定する特約（以下「フルターンキー特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率は、次の式により算出する。

（aＸ＋b）×非常付保率÷０.９７５×商品係数

①　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.00005 | 0.00001 |
| Ｂ | 0.00026 | 0.00003 |
| Ｃ | 0.00052 | 0.00004 |
| Ｄ | 0.00078 | 0.00005 |
| Ｅ | 0.00102 | 0.00006 |
| Ｆ | 0.00120 | 0.00007 |
| Ｇ | 0.00160 | 0.00010 |
| Ｈ | 0.00212 | 0.00013 |

②　Ｘは、期間中間日（第１回船積日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が２日存在する場合は、最初の中間日をいう。）から起算した当該引渡日までの期間が、６月以内の場合は０．５とし、当該期間が６月を超える場合は０．５に６月を超える期間の６月又はその端数ごとに０．５を加える。

③　商品係数は、上記１（１）④の規定を準用する。

(3)　共同保険の取扱について（平成13年４月１日 01-制度-00062）に基づき当該規定に定める従契約者を被保険者として保険契約を締結する場合は、上記１、２並びに４(1)及び(2)で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあっては１.１５、船後危険にあっては１.３５を乗じて得た率を適用する。

５　上記１、２及び４に規定する各係数表における国カテゴリー

(1) 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（ＩＬＣ発行国又はＩＬＣ確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約の船前危険に係る上記１(1)の基本保険料率の計算に当たっては、当該国の国カテゴリーにかかわらず、下表の係数を適用する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ａ | ｂ | ｃ | 個別保険に係る商品係数 |
| 0.00000114 | 0.00048 | 0.72 | ３．５ |

(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリーとし、代金等の支払国と当該代金等の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約の船後危険に係る上記 １(1)の基本保険料率の計算に当たっては、当該国の国カテゴリーにかかわらず、国カテゴリーＢを適用する。

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第４条第１１号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済がＬＣスウィッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の２年未満案件の船後危険の保険料率は、次の国カテゴリーとする。

イ　次の①から⑪までに掲げる借款等に係る輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーＡとする。

ロ　次の⑫から⑭までに掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーＢとする。

ハ　次の⑮に掲げる借款には、国カテゴリーＣとする。

ニ　次の⑯に掲げる借款には、国カテゴリーＤとする。

①　日本政府が行う円借款等政府開発援助

②　国際協力銀行に係る貸付契約

③　国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）借款

④　国際金融公社（ＩＦＣ）借款

⑤　国際開発協会（ＩＤＡ）借款

⑥　アジア開発銀行（ＡＤＢ）借款

⑦　米州開発銀行（ＩＤＢ）借款

⑧　欧州開発基金（ＥＤＦ）借款

⑨　欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）借款

⑩　欧州投資銀行（ＥＩＢ）借款

⑪　国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）借款

⑫　アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）借款

⑬　アフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）借款

⑭　カリブ開発銀行（ＣＤＢ）借款

⑮　アンデス開発公社（ＣＡＦ）借款

⑯　中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）借款

(5) 上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等であって、当該輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの（当該引渡時に確認される対価を除く。）の船後危険に係る保険料率は、仕向国の国カテゴリーとする。

①　アフガニスタン

②　イラク

(6) 支出費用特約に係る場合の保険料率は、仕向国の国カテゴリーとする。

(7) フルターンキー特約に係る場合の保険料率は、仕向国の国カテゴリーとする。

［２］貿易代金貸付保険約款（以下［２］において「約款」という。）に係る保険料率

１　２年未満案件に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 個別保険又は２年未満貸付特約書に係る基本保険料率は、上記［１］１(1)の船後危険の場合（リテンション決済の場合を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規定中、「決済」とあるのは「償還」と、「輸出、販売若しくは賃貸の日又は対価の確認の日（以下「輸出等の日」という。）」とあるのは「貸付の日」と、「輸出契約等」（同規定③(ⅲ)(ﾛ)(d)に規定するものを除く。）とあるのは「貸付契約」と、「代金等の支払人」とあるのは「借入人」と、「新たに締結した輸出契約等」とあるのは「新たに締結した貸付契約」と、「設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書」及び「設備財等特約書又は技術提供特約書」とあるのは「２年未満貸付特約書」と読み替えるものとする。

(2) 割増・割引係数は、上記(1)で算出した基本保険料率に上記［１］１(3)②及び④の規定を準用して得た割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。この場合において、同規定中、「決済」とあるのは「償還」と、「輸出等の日」とあるのは「貸付の日」と、「貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（以下「外貨建特約書」という。）」とあるのは「貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書」と読み替えるものとする。

２　２年以上案件の貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利に係る保険価額（貸付元本に係るものに限る。）当たりの保険料率

(1) 個別保険又は２年以上貸付特約書に係る基本保険料率は、上記［１］２(1)の規定を準用する。この場合において、同規定中、「設備財等特約書又は技術提供特約書」とあるのは「２年以上貸付特約書」と、「延払期間」とあるのは「償還期間」と、「決済」とあるのは「償還」と、「延払元本」とあるのは「貸付元本」と、「第１回船積日又は第１回対価確認日」とあるのは「第１回貸付日」と読み替えるものとする。

(2) 割増・割引係数は、上記［１］２(2)の規定を準用するものとし、上記(1)で算出した基本保険料率に乗じるものとする。この場合において、上記［１］２(2) の規定中、①を「①　信用事由をてん補しない場合（プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人が生み出す生産物を買い取る者（以下①において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている貸付契約であって、当該保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、約款第３条第９号の事由としててん補する場合を除く。）　０．９」と、「代金等の支払人」とあるのは「借入人」と、「支払保証」とあるのは「償還保証」と、「輸出契約等」とあるのは「貸付契約」と、「外貨建特約書」とあるのは「貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書」と、「代金等」とあるのは「貸付金」と、「決済」とあるのは「償還」と読み替えるものとする。

３　上記１及び２の規定により準用する各係数表における国カテゴリー

(1) 貸付金の償還国の国カテゴリーとし、貸付金の償還国と当該貸付金の保証国が異なるときには当該保証国の国カテゴリーとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、２年以上案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件の場合は、貸付金の償還国と事業が行われる国が異なるときには、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあっては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと貸付金の償還国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記３(1)の基本保険料率を算出する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる機関を借入人とする２年以上案件に係る保険料率は、次の国カテゴリーとする。

①　アンデス開発公社（ＣＡＦ）は、国カテゴリーＣとする。

②　中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）は、国カテゴリーＤとする。

［３］限度額設定型貿易保険（製造業用）約款に係る保険料率は、別表第２のとおりとする。

［４］中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

（aＸ＋b）×［ｃ×0.97436＋｛（１－ｃ）×1.05556×ｄ｝］×ｅ＋ｆ

(1) 係数ａ、ｂ、ｃ、ｅ及びｆは下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | ａ | ｂ | ｃ | ｅ | ｆ |
| Ａ | 0.00000289 | 0.00006 | 0.50 | 3.5  | 0.00029571 |
| Ｂ | 0.00000868 | 0.00018 | 0.84 | 3.5  | 0.00073093 |
| Ｃ | 0.00001592 | 0.00033 | 0.91 | 3.5  | 0.00126551 |
| Ｄ | 0.00002317 | 0.00048 | 0.94 | 3.0  | 0.00154260 |
| Ｅ | 0.00002945 | 0.00061 | 0.95 | 3.0  | 0.00191633 |
| Ｆ | 0.00003428 | 0.00071 | 0.96 | 3.0  | 0.00222908 |
| Ｇ | 0.00004538 | 0.00094 | 0.97 | 2.5  | 0.00243984 |
| Ｈ | 0.00005987 | 0.00124 | 0.975 | 2.2  | 0.00280987 |

(2) Ｘは、ユーザンス期間又は輸出の日から決済の期限までの期間の日数（当該日数が３０日未満の場合は３０日）とする。

(3) 係数ｄは、ＩＬＣにより決済される輸出契約の場合、政府開発援助契約等に該当する輸出契約の場合又は代金の支払人が保険契約締結日においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＥＥ格若しくはＥＡ格の輸出契約（ＩＬＣにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。以下(3)において同じ。）の場合は１．０とし、代金の支払人が保険契約締結日においてＥＭ格又はＥＦ格の輸出契約の場合は１５．０とする。

［５］輸出手形保険約款に係る保険料率は、別表第３のとおりとする。ただし、非常事由に係る場合の保険料率は、同表の率に荷為替手形の支払国の下表に掲げる国別倍率を乗じて得た率とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 国別倍率 | ０．４ | １．０ | １．５ | ２．０ | ２．５ | ３．０ | ４．０ | ５．０ |

［６］輸出保証保険約款（以下［６］において「約款」という。）に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

保険料率＝０．０００２５×Ｘ×商品係数

(1)　係数Ｘは、保険期間（約款第８条第１項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第２項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が３月以内の場合は１とし、当該期間が３月を超える場合は１に３月を超える期間の３月又はその端数ごとに１を加える。

(2)　商品係数は、輸出保証保険包括保険特約書により保険契約を締結する場合は１．０とし、個別保険の場合は３．０とする。

［７］前払輸入保険約款に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

非常事由に係る場合の保険料率　０．０００４２＋０．０００３４×Ｘ×国別倍率

信用事由に係る場合の保険料率　０．００１８０＋０．００１４８×Ｘ

(1)　係数Ｘは、保険期間（約款第９条第１項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第２項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が６月以内の場合は１とし、保険期間が６月を超える場合は１に６月を超える期間の６月又はその端数ごとに１を加える。

(2)　 国別倍率は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 国別倍率 | ０．４ | １．０ | １．５ | ２．０ | ２．５ | ３．０ | ４．０ | ５．０ |

(3)　上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払輸入契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。

［８］海外投資（株式等）保険約款（以下別表第４において「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下別表第４において「不動産約款」という。）に係る保険料率

１　基本保険料率は、保険年度（保険期間の開始日から１２月ごとの期間をいう。以下［８］において同じ。）ごとに別表第４のとおりとする。ただし、海外投資を行った国と当該海外投資に係る事業の遂行上特に重要な不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益が存在する国が異なるときには、別表第４に掲げる国カテゴリーのいずれか高い国の基本保険料率とする。

２　割増・割引料率は、次のとおりとする。

(1)　被保険投資の相手方又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なものを外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記１の基本保険料率に０．２％を加えた率とする。

(2)　被保険投資の対象となる株式に質権が設定されている場合（ただし、保険金請求時までに質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。）の保険料率は、上記１の基本保険料率（上記２(1)が適用される場合にあっては、２(1)において計算された率）に１．１を乗じて得た率とする。

(3) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記１の基本保険料率（上記２(1)又は上記２(2)が適用される場合にあっては、上記２(1)又は上記２(2)において計算された率。以下(4)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を１２で除して得た数値を乗じて得た率とする。

(4) 増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記１の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を１２で除して得た数値を乗じて得た率とする。

［９］海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下［９］において「貸付金約款」という。）に係る保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。以下Ⅲ[4]において同じ。）当たりの保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下［９］において「保証約款」という。）に係る保険金額（保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。以下Ⅲ[4]において同じ。）当たりの保険料率

１　基本保険料率は次の式により算出する。

非常事由に係る基本保険料率＝（ａＸ＋ｂ）×ｃ×ｄ

信用事由に係る基本保険料率＝（ａＸ＋ｂ）×ｅ

(1)　係数ａ及びｂは、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 国カテゴリー | 非常事由に係る場合 | 信用事由に係る場合 | ｃ |
| ａ | ｂ | ａ | ｂ |
| Ａ | 0.00119  | 0.00206  | 0. 00066 | 0. 00113 | 1.55 |
| Ｂ | 0.00171  | 0.00295 | 1.38 |
| Ｃ | 0.00219  | 0.00379  | 1.30 |
| Ｄ | 0.00274  | 0.00473  | 1.24 |
| Ｅ | 0.00322  | 0.00557  | 1.20 |
| Ｆ | 0.00370  | 0.00641 | 1.17 |
| Ｇ | 0.00425  | 0.00735  | 1.15 |
| Ｈ | 0.00473  | 0.00819  | 1.13 |

(2)　Ｘは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。なお、貸付金約款に係る場合であって、貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券のときは、購入期間及び償還期間によるものとし、保証約款に係る場合にあっては、保証債務に係る主たる債務の借入期間（主たる債務が公債、社債その他これらに準ずる債券に係る場合にあっては、購入期間）及び償還期間によるものとする。

基本保険料率適用期間年数＝貸出期間＋償還期間

①　貸出期間は、次の式により算出する。ただし、ＷＡＤが０．５未満となる場合はＷＡＤを貸出期間とし、貸出の回数が１の場合は貸出期間を０とする。

貸出期間 ＝（ＷＡＤ － ０．２５）÷ ０．５

ＷＡＤとは、Weighted Average Life of The Disbursement Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＤ＝×Ｔｙｎ

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 貸出の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の貸出（第ｉ回目の貸出元本×Ｔｄｉ÷貸出元本の総額） |
| Ｔｄｉ | 第ｉ回貸出日から起算点までの日数 |
| Ｔｄｎ | 第１回貸出日から起算点までの日数 |
| Ｔｙｎ | 第１回貸出日から起算点までの年数 |

注１：ＷＡＤの計算の各過程（ＷＡＤ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注２：ＷＡＤ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注３：Ｔｙｎは、翌年の第１回貸出日の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第１回貸出日の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注４：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

②　償還期間は、次の式により算出する。

償還期間＝（ＷＡＲ － ０．２５）÷ ０．５

ＷＡＲとは、Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。

ＷＡＲ＝×Ｔｙn

|  |  |
| --- | --- |
| ｎ | 償還の回数 |
| Ｒｉ | 第ｉ回目の償還（第ｉ回目の償還元本×Ｔｄｉ÷償還元本の総額） |
| Ｔｄｉ | 起算点から第ｉ回目の償還の期限までの日数 |
| Ｔｄｎ | 起算点から最終の償還の期限までの日数 |
| Ｔｙｎ | 起算点から最終の償還の期限までの年数 |

注１：ＷＡＲの計算の各過程（ＷＡＲ、Ｒｉ及びＴｙｎを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注２：ＷＡＲ及びＴｙｎは、小数点以下第３位を四捨五入し、第２位までを有効とする。

注３：Ｔｙｎは、翌年の起算点の応答日までを１年として年換算し、端数の日数については、最終償還期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注４：Ｒｉは小数点以下第７位を四捨五入し、第６位までを有効とする。

(3)　ｃは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人（保証約款に係る場合にあっては、保証債務に係る主たる債務者をいう。以下同じ。）が生み出す生産物を買い取る者（以下(3)において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている海外事業資金貸付又は保証債務の場合であって、かつ、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第３条第９号又は保証約款第３条第１号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、１．０とする。

(4)　ｄは、次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であって、保証約款第３条第１号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号リに規定する事由であって当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことによって保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、０．２５とし、その他の場合は、１．０とする。

①　本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の２分の１を超えて保有している外国法人

②　本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の２分の１を超える役員数を占めている外国法人

③　本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の４分の１を超え２分の１以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人

(ⅰ) 当該外国法人の筆頭株主であること。

(ⅱ) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の４分の１を超える役員数を占めていること。

④　上記①から③までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人

(5)ｅは、次のとおりとする。

* 1. 貸付金約款に係る場合にあっては、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）（以下(5)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）について信用事由をてん補する保険契約を締結するときは、危険の程度に応じて下表のとおりとし、その他の場合は、１．０とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 案件格付１ | 案件格付２ | 案件格付３ | 案件格付４ | 案件格付５ |
| １．０ | ２．０ | ３．３ | ４．７ | ６．０ |

* 1. 保証約款に係る場合にあっては、信用事由をてん補する保険契約を締結するときは、危険の程度に応じて上記①の表のとおりとする。

２　上記１に規定する係数表における国カテゴリー

（１）貸付金約款に係る場合にあっては、海外事業資金貸付を行った国の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国又は事業を行った国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。

（２）保証約款に係る場合にあっては、借入人の所在する国の国カテゴリーとし、当該借入人の所在する国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

３　割増料率は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合にあっては、上記１で算出した基本保険料率に、次の（１）又は（２）に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た係数を乗じて得た率を保険料率とする。

（１）海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書又は海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務がアメリカ合衆国ドルで償還される場合及び上記１(4)において０．２５が適用される場合を除く。）　１.２７

（２）　海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合　次の式により算出した係数

１　 P－1 １

＋ Σ 　 ×（１＋Ｒ)ｎ

Ｐ　 n＝1 Ｐ

①　Ｐは、分割の回数とする。

②　Ｒは、償還が行われる通貨（保証約款に係る場合にあっては、保証債務を負担する通貨）に適用される市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

③　nは、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が１年以内の場合は１とし、当該期間が１年を超える場合は１に１年を超える期間の１年又はその端数ごとに１を加える。

Ⅲ　その他

［１］保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い

保険料の額及び返還保険料の額の計算において、１円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、保険契約について特約の締結がなされている場合にあっては、当該特約に定める算定方法によるものとする。

［２］内容変更承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。

［３］上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収するものとする。

１　保険契約締結時の最低保険料

(1) 貿易一般保険約款に係る個別保険の保険契約にあっては、上記Ⅱ［１］の規定により算出された額が、10,000円に満たない場合の保険料の額は、10,000円とする。

(2) 限度額設定型貿易保険（製造業者用）約款、中小企業輸出代金保険約款又は輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ［３］、［４］又は［５］の規定により算出された額が3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。

２　保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料

(1) 貿易一般保険包括保険特約書（上記Ⅰ (13)から(16)までに規定するものをいう。以下(2)において同じ。）及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者若しくは輸出者等の故意若しくは過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞したとき若しくは脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）の当該案件に係る保険料の額は、この規程に基づき算出する保険料の額の２倍に相当する額とする。

(2) 貿易一般保険包括保険特約書及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者若しくは輸出者等の故意若しくは過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞したとき若しくは脱漏したときは、当該特約締結者又は輸出者等に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の額の２倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（１を超える数値に限る。）を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。

３　延滞金の請求

日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95％の割合で計算した延滞金を請求することができる。

［４］返還保険料

　　保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還するものとする。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の１若しくは２に該当する場合又は３に規定する額は返還しない。

１　貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあっては、返還すべき保険料の額が１００，０００円未満の場合

２　貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、中小企業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が３０，０００円未満の場合

３　海外事業資金貸付保険（上記１に該当する場合を除く。）にあっては、次に掲げる額。

(1)既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下（２）において同じ。）が次の式により算出した額（以下３において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合

（保険契約締結日における非常事由に係る保険金額×非常事由に係るb）＋（保険契約締結日における信用事由に係る保険金額×信用事由に係るb）

（注）上記算式中のbは上記Ⅱ[9]1(1)に規定するものをいう。

 返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額

(2)既収保険料の額が算出額以下の場合

　返還すべき保険料の額

［５］適用除外

各約款に規定する「重大な内容変更等」以外の変更について当該変更の通知が行われない場合は、当該変更に係る保険料の徴収又は返還は行わない。

［６］訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還

設備財等特約書、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が１,０００円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わないものとする。

［７］外部機関を利用して調査・検討を行う場合の費用負担

日本貿易保険が、貿易保険の保険契約の締結に際して、外部の機関を利用して環境配慮その他の調査・検討を行う場合、当該保険契約の締結を求める者に対して、当該調査・検討に要する費用の負担を求めることができるものとする。

［８］日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができるものとする。

［９］保険料率（基本保険料率等を含む。）は、特に定める場合を除き、百分率で表示されている限度額設定型貿易保険（製造業用）約款、輸出手形保険約款、海外投資（株式等）保険約款及び海外投資（不動産等）保険約款に係るものにあっては、小数点以下第４位を四捨五入し第３位までを有効とし、その他の約款に係るものにあっては、小数点以下第６位を四捨五入し第５位までを有効とする。

附　則

１　この規程は、平成16年10月１日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成17年９月30日までの間に限って、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年４月１日01-制度-00059。以下「旧規程」という。）を適用するものとする。

1. 平成16年９月30日までに内諾を取得している案件
2. 平成16年７月31日までに輸出契約等を締結済であるにもかかわらず、輸出契約等の発効日が到来しない（船舶輸出組合の案件で、建造許可前の案件を含む。）ために、10月１日以降の保険申込みとなる案件
3. 旧規程によって商談進行中である案件であって、旧規程による保険契約を希望する案件（契約金額が１０億円以上の案件であって、平成16年７月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）

２　平成16年９月30日までに保険申込書を受理した案件にあっては、Ⅱ［２］の規定を除き、当分の間、旧規程を適用する。

附　則

この改正は、平成16年10月１日から実施する。

附　則

１　この改正は、平成17年４月１日から実施する。ただし、Ⅱ［４］の規定並びにⅢ［３］１(2)、［４］ 及び［９］中、中小企業輸出代金保険に係る規定は、平成17年４月１日以降、中小企業輸出代金保険約款の施行日から実施する。

２　貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年４月１日 01-制度―00059。以下「旧規程」という。）を適用する案件にあっては、旧規程の別表第２０中、貿易一般保険（短期）欄中の国カテゴリーＡに係る国倍率の０．４を０．２として適用する。

　　附　則

　この改正は、平成１７年４月１４日から実施するものとする。

　　附　則

　この改正は、平成１７年４月２８日から実施するものとする。

附　則

　この改正は、平成17年10月１日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成18年９月30日までに保険契約を締結する場合に限り、改正前の規定を適用するものとする。

(1)平成17年９月30日までに内諾を取得している案件

(2)改正の日において商談進行中である案件であって、改正前の規定によって保険契約の締結を希望する案件（平成1７年８月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）

　　附　則

　この改正は、平成１７年１０月１日から実施するものとする。

別表第１

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数ｆは、企業総合特約書の締結時又は更新時ごとに次の１及び２に規定する係数を乗じて得た数値とし、当該特約書の適用される期間中適用する。

１　信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、上記Ⅱ[1]1（１）③（ⅲ）（ィ）の（a）に該当する輸出契約等にあっては、１．０とし、同規定（b）に該当する輸出契約等にあっては、次のとおりとする。

 (1)　企業総合保険特約書第５条第２号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）をＥＭ格又はＥＦ格の者について設定した場合であって、当該支払限度額が運用規程第53条第２項に規定する暫定限度額に１．２を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数（小数点以下第２位四捨五入）

（支払限度額÷暫定限度額―１）×０．２＋１

注（　）内の数値は小数点以下第２位を切り上げ第１位までを有効とする。

(2) 運用規程第53条第４項各号のいずれかに該当する場合に支払限度額を設定するときには２．８。ただし、企業総合特約書第２条第１項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第２条第２項の規定により登録を削除して２年を経過していないものを除く。）を除く。

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合は１．０。

２　信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）は、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第１第２号に定める部門ごとに、次のとおりとする。

(1)　企業総合特約書の更新前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、企業総合特約書更新時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、企業総合特約書の締結時においては１．０とする。

①　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において３段階以下の場合には、１段階

②　基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において４段階以上の場合には、　２段階

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 損 害 率 | 保険成績調整係数 | 損 害 率 | 保険成績調整係数 |
| 20％未満 | ０．５ | 103％以上110％未満 | １．１ |
| 20％以上 40％未満 | ０．６ | 110％以上120％未満 | １．２ |
| 40％以上 60％未満 | ０．７ | 120％以上140％未満 | １．４ |
| 60％以上 80％未満 | ０．８ | 140％以上160％未満 | １．６ |
| 80％以上 98％未満 | ０．９ | 160％以上180％未満 | １．８ |
| 98％以上103％未満 | １．０ | 180％以上200％未満 | ２．０ |
|  | 200％以上 | ２．０以上 |

(2) 損害率は、企業総合特約書に基づいて締結された保険契約の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。（小数点以下第３位を四捨五入）

保険金支払額＋期末未払保険金―期首未払保険金―回収金

損害率（％）＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×１００

Σ（既収した保険料の額÷保険成績調整係数）

①　保険金支払額は、企業総合特約書更新時の直近２年間（以下「対象期間」という。）に支払われた保険金の額の合計とする。

②　期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。

③　回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。

④　保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 格付けによる区分 | 国カテゴリー別保険料率（年率） |
| Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ |
| 輸出契約等の相手方が保険契約締結日においてＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格、ＥＥ格又はＥＡ格の場合 | 0.504％ | 1.611％ | 2.303％ | 2.994％ | 3.686％ | 4.377％ | 5.760％ |
| 輸出契約等の相手方が保険契約締結日においてＥＭ格又はＥＦ格の場合 | 2.433％ | 3.540％ | 4.232％ | 4.923％ | 5.615％ | 6.306％ | 7.689％ |

別表第２

限度額設定型貿易保険（製造業用）

　（保険金支払限度額当たりの保険料率）

別表第３

輸出手形保険

 （保険金額当たりの保険料率）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間 | 非常事由に係る場合 | 信用事由に係る場合 |
| 一覧後定期払の荷為替手形のうち引受があったときに付属貨物を引き渡すもの　（以下「Ｄ／Ａ手形」という。） | 支払があったときに付属貨物を引き渡すもの（以下「Ｄ／Ｐ手形」という。） |
| 　　　　　　10日以内のもの 10日を超え 20日以内のもの 20日を超え 30日以内のもの 30日を超え 40日以内のもの 40日を超え 50日以内のもの 50日を超え 60日以内のもの 60日を超え 90日以内のもの 90日を超え120日以内のもの120日を超え150日以内のもの150日を超え180日以内のもの180日を超え210日以内のもの210日を超え240日以内のもの240日を超え270日以内のもの270日を超え300日以内のもの300日を超え330日以内のもの330日を超え360日以内のもの360日を超え390日以内のもの390日を超え420日以内のもの420日を超え450日以内のもの450日を超え480日以内のもの480日を超え510日以内のもの510日を超え540日以内のもの540日を超え570日以内のもの570日を超え600日以内のもの600日を超え630日以内のもの630日を超え660日以内のもの660日を超え690日以内のもの690日を超え720日以内のもの | ０．２２０％０．２４１％０．２６２％０．２９２％０．３２２％０．３５２％０．４４３％０．５３３％０．６２３％０．７１３％１．２２０％１．７２７％２．２３４％２．７４２％３．２４９％３．７５６％４．０３２％４．３０２％４．５７２％４．８４３％５．１１３％５．３８３％５．６５４％５．９２４％６．１９４％６．４６４％６．７３５％７．００５％ | ０．２４４％０．２６８％０．２９２％０．３２４％０．３５６％０．３８８％０．４８８％０．５８８％０．６８８％０．７８８％１．３４８％１．９０８％２．４６８％３．０２８％３．５８８％４．１４８％４．４５６％４．７５６％５．０５６％５．３５６％５．６５６％５．９５６％６．２５６％６．５５６％６．８５６％７．１５６％７．４５６％７．７５６％ | Ｄ／Ａ手形料率に０．１３２を乗じて得た料率 |

ただし、

①　Ｄ／Ａ手形及びＤ／Ｐ手形に係る保険料率は、それぞれ一覧後満期までの期間に１０日を加えた期間を「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」とした場合の保険料率とする。

②　一覧払の荷為替手形に係る保険料率は、「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」が２０日の場合の「非常事由に係る場合」及び「信用事由に係る場合」のＤ／Ｐ手形の保険料率とする。

③　ＩＬＣ付きＤ／Ａ手形の場合の「信用事由に係る場合」の保険料率は、Ｄ／Ｐ手形の保険料率とする。

別表第４

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国ｶﾃｺﾞﾘｰ | Ａ | Ｂ | Ｃ | Ｄ | Ｅ | Ｆ | Ｇ | Ｈ |
| 非償還型 | 0.249％ | 0.310％ | 0.370％ | 0.430％ | 0.520％ | 0.602％ | 0.679％ | 0.882％ |
| 混 合 型 | 0.289％ | 0.358％ | 0.412％ | 0.490％ | 0.588％ | 0.828％ | 0.941％ | 1.210％ |
| 償 還 型 | 0.360％ | 0.420％ | 0.498％ | 0.600％ | 0.720％ | 0.828％ | 0.942％ | 1.212％ |

（注）１　非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。

２ 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金等を対象とする保険契約をいう。

３ 償還型とは、株式約款のうち配当金等のみを対象とする保険契約をいう。